

道路協力団体の制度概要

- ・沿道における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの活動に自発的に取り組む民間団体等を道路協力団体に指定し、自発的な活動を促進する取り組みを行います。
- ・このため、道路協力団体を以下のとおり募集します。
- ・申請団体は法人又は道路法施行規則第4条の18に規定する団体であって、別の要件を満たす者
- ・募集期間は以下のとおり
事前相談期間：平成28年11月7日(月)から平成28年11月21日(月)17時15分まで
※道路協力団体の指定を受けようとする法人等は、申請書類の記載内容等について、事前相談期間内に必ず相談して下さい。
申請受付期間：平成28年11月22日(火)から平成28年11月29日(火)17時15分まで
- ・業務を実施する地域を管轄する国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所において申請書類を受け付けます。
なお、制度内容や申請等に関する事前相談、問い合わせを随時受け付けています。
- ・当ページから道路協力団体募集要項、申請等様式をダウンロードできます。

[□制度の概要](#)

[□関連法令](#)

[□指定までの流れ](#)

[□道路協力団体募集要項](#)

[□申請関係等様式](#)

お問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所 代表電話 0824-63-4121

(制度について) 調査設計課(道路協力団体担当)へ
(申請書類について) 道路管理課(道路協力団体担当)へ